

富士川維持流量検討会 規約（案）

第1条（設置）

「富士川維持流量検討会」（以下「検討会」）を設置する。

第2条（目的）

本検討会では、富士川における維持流量に関する検討に際し、学識経験者等から技術的意見・助言を頂く事を目的とする。

第3条（検討会の構成）

検討会は別紙1の者をもって構成するものとし、関係県の担当者等をオブザーバーとして参加させることができる。

第4条（委員長）

検討会に委員長を置く。

- 2 委員長は、検討会の議長となり、議事の進行に当たる。
- 3 委員長に事故があるときは、委員のうちから委員長が指名する者が、その職務を代理する。

第5条（検討会の実施事項）

検討会は次の各号に掲げる事項を実施する。

- (1) 維持流量の検討手法等に関する助言
- (2) 維持流量設定に関する助言
- (3) その他、必要な事項に関する助言

第6条（事務局）

検討会の事務局は国土交通省関東地方整備局甲府河川国道事務所に置く。

第7条（外部からの意見聴取）

委員長が必要と認めるときは、外部の有識者に出席を求めその意見を聴くことができる。

第8条（議事の公開）

会議および議事については原則非公開とするが、議事要旨および配付資料については、検討会終了後、委員長の確認を得て事務局が公開する。

- 2 これにより難しい場合は、委員に諮った上で、委員長が決定するものとする。

第9条（附則）

本規約は、令和4年〇月〇日から施行する。